

平成 28 年 1 月～  
スタート

# 定住促進奨励金

最大  
70 万円

子育て世代の定住促進及び町外への人口流出を防止するため、町内に住宅を取得し 3 年以上定住される方に、奨励金を交付します。

## 奨励金の概要

### 【対象となる人】

転入又は転居に伴い町内に住宅を新築、又は購入された人のうち、当該対象住宅に 3 年以上住むことを前提に、本町の住民基本台帳に登録し、かつ、本町に生活の実態がある人が対象となります。

- ・対象となる住宅は、自己の居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等が設置されている一戸建ての 66 平方メートル以上の建築物です。
- ・対象となる転入とは、町外に 1 年以上居住されていた人が、本町に定住する目的で移り住むことをいいます。
- ・中古住宅の購入の場合は、500 万円以上の住宅で、過去に居住の用に供したことがある住宅が対象となります。

### 【住宅取得の時期】

平成 28 年 1 月 1 日以降の住宅取得を対象とします。

### 【奨励金の支給時期】

- ①奨励金の合計額の 1 / 2 交付決定の年度
- ②奨励金の合計額の 1 / 2 交付決定の日より起算して 3 年を経過した日以降

### 【奨励金申請期間】

住宅を取得した日又は本町に転入・転居した日のいずれか遅い日から起算して 1 年以内

### 【事業対象期間】

平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 5 年間

### 【奨励金の種類等】

| 奨励金の種類    | 交付要件                      |     | 金額    | 加算金                                                     |                                                                          | 限度額   |
|-----------|---------------------------|-----|-------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
|           |                           |     |       | 世帯要件                                                    | 地区要件                                                                     |       |
| 住宅新築奨励金   | 住宅の新築又は新規に建設された住宅を購入された場合 | 転入者 | 20 万円 | 【子育て世帯】<br>10 万円×<br>中学生以下の人数<br><br>【三世帯同居世帯】<br>10 万円 | 【加算地区】<br>石井・高柳・西大島・<br>中野・座主野・田島・<br>田中・納江・六田・<br>続命院・南里ヶ里<br><br>20 万円 | 70 万円 |
|           |                           | 転居者 | 10 万円 |                                                         | 同 上                                                                      | 30 万円 |
| 中古住宅購入奨励金 | 中古住宅(500 万以上)を購入された場合     |     | 10 万円 |                                                         | 同 上                                                                      | 30 万円 |

【注】上記以外にも交付要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】まちづくり課 96-5526